

第4.16章 高度な衛生状態にある馬群 “High health status horse subpopulation” について

(OIEコードにおける当該章の位置)
第I巻 総則
第4部 一般的勧告：疾病予防とまん延防止
第4.16章 高度な衛生状態にある馬群

コンパートメント：国際的な貿易のため、特定の疾病に対して、体系的な監視、まん延防止と隔離(biosecurity)措置が講じられた共通の隔離管理体制の下、全く異なる衛生状態にある1つ以上の飼育施設(establishment)に收容された動物(亜)個体群 (出典：コード用語集)

改正の経緯と予定

- 2014年5月のOIE総会で新規章として採択。
- 2014年9月及び2015年2月のコード委員会等で議論した改正案を加盟国に照会。(前者の案について、2014年12月のOIE連絡協議会で意見交換)
- 2015年5月のOIE総会で改正案が採択。
なお、我が国からは、OIEが作成中の衛生管理指針を加盟国に対して早期に意見照会するよう発言。
- 他方、2015年9月のコード委員会で議論すべく、高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬(HHP馬)の輸出時の証明書様式案(コード掲載予定)を加盟国に意見照会中。併せて、本証明書様式の解説文書(旧「運用の手引き」案)を情報提供。

第4.16章 高度な衛生状態にある馬群

【目的】 競技用馬の輸出入手続きの円滑化

【構成】

第1条 総則

第2条 高度な衛生状態にある馬群への馬の加入基準

第3条 獣医当局に対する勧告



【第3条】

- ① 獣医当局は、本章の規定の遵守に責任を有する協会を認可・監督する。
- ② 獣医当局は、高度に衛生管理された馬群に属する馬の競技目的の一時的な海外遠征・帰国のための特別な手順を作成する。
- ③ 国際馬術連盟(FEI)及び国際競馬統括機関連盟(IFHA)は、OIEが策定する指針(「衛生管理指針」)に基づき、馬群の衛生状態を確保するための国際衛生管理計画を策定し、輸出入国の獣医当局はこれを承認することが奨励される。(検討中)

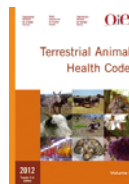
本年5月の総会で改正されたポイント

- “高度な衛生状態にある馬群”に加えて、新しく“高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬(HHP馬)”を定義【第1条】
 - 高度な衛生状態にある馬群(HHS)とは、①特定のリスト疾病群に関して衛生状態が明らかであり、②第4.4章(隔離個体群 *compartment*)の規定に従って、文書化した衛生管理業務及び衛生管理措置の適用によって他の馬と常時、機能的に分離・維持されている馬群
 - 高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬(HHP馬)とは、HHSに属し、国際競技および競馬に参加することができるものとしてFEI又はIFHAに登録され、本コードに従って一時的な国際移動の証明書を携帯している馬
- HHP馬の国際移動は90日以内とし、HHP馬は国際獣医証明書を携帯しなければならない旨、追記【第2条】

OIEコード“高度な衛生状態にある馬群” に関する文書の構成

公表済み

【1】OIEコード(採択済み)
「高度な衛生状態にある馬群」



【2】HHP馬輸出時の証明書様式(案)
(未採択)

【3】左記の
解説文書

今後公表される予定

【4】衛生管理指針(OIEが作成予定)

【5】国際衛生管理計画

(【4】を踏まえ国際馬術連盟(FEI)及び
国際競馬統括機関連盟(IFHA)が作成予定)



HHP馬輸出時の証明書様式(案)(抜粋)

V. 公的獣医師による主な証明内容 (概要)

1. 仕出前の臨床検査
2. 登録されたHHP馬であり、パスポートを携行
3. HHP馬の資格取得前90日間及び登録期間中、繁殖に供さずかつ繁殖が行われている施設で飼育されず
4. HHP登録後、HHS以外の馬と接触せず、かつ、(HHS)登録施設に由来し、かつ、渡航中はHHP登録施設に所在
5. 仕出国では衛生上の理由から公的制限下にある施設を訪問せず
6. 証明前15日間以上、感染症の症状のある動物と接触せず

HHP馬輸出時の証明書様式(案)(抜粋)

V. 公的獣医師による主な証明内容 (続き)

7. 仕出国では、以下の8疾病が届出の対象
アフリカ馬疫、ベネズエラ馬脳炎、東部馬脳炎、西部馬脳炎、日本脳炎、馬伝染性貧血、鼻疽及び狂犬病
8. 仕出国の①アフリカ馬疫、②ベネズエラ馬脳炎、③鼻疽についての清浄性とこれに応じた条件
- 9～10. ④馬ピロプラズマ病及び⑤馬伝染性貧血の検査
11. ⑥馬インフルエンザのワクチン接種歴
12. 外部寄生虫の検査陰性及び駆虫の実施

コード委:「HHP馬の一時的移動で、隔離管理(コンパートメント)が適用できると専門家が考えている6疾病」について、仕出国の証明を規定。あくまでも様式(モデル)に過ぎず、加盟国が2国間の証明事項として、特定の疾病を盛り込むことは可能。

HHP馬輸出時の6疾病に関する証明要件

1 アフリカ馬疫

- 1) OIEの清浄性認定を受けた国 又は、
- 2) (ヌカカ、蚊など)媒介節足動物の防虫措置を施した検疫所に導入前40日間ワクチン非接種。検疫所で14日間以上隔離され、PCR検査で2回陰性(導入前又は導入時、及び防虫措置を施した輸送車で仕出地に向けて搬出前48時間以内に採材)。

2 ベネズエラ馬脳炎

- 1) 過去2年間清浄 又は、
- 2) 仕出前60日以内に不活化ワクチンを接種 又は
- 3) 仕出前3週間、常時、防虫(蚊)下で飼育され赤血球凝集抑制(HI)試験で抗体上昇なし(14日以上の間隔で採材したペア血清。2回目は防虫措置を施した輸送車で仕出地に向けて搬出前7日以内に採材)。かつ、輸送中も適切に防虫。

HHP馬輸出時の6疾病に関する証明要件

3 鼻疽

- 1) (仕出国は)本拠地(*usual residence*)であり、3年以上鼻疽清浄かつ仕出前30日以内に補体結合反応陰性(1:5) 又は、
- 2) (仕出国は)本拠地であり、仕出前3週間以上、過去6ヶ月間鼻疽清浄な1施設(*establishment*)に居住し、補体結合反応2回陰性(1:5)(21日以上の間隔で、2回採材。2回目は仕出前10日以内に採材。) 又は、
- 3) (仕出国は)遠征地(*temporary residence*)であり、6ヶ月以上鼻疽清浄であった施設(*premises*)で飼養されていた。

HHP馬輸出時の6疾病に関する証明要件

4 馬ピロプラズマ病(*Babesia caballi* 及び *Theileria equi*)

- 1) 仕出前14日以内の検査で間接蛍光抗体法又は競合酵素抗体法陰性 又は、
- 2) 臨床検査の日に本病の症状がなく、仕出前7日以内にダニの検査を実施し、駆虫

5 馬伝染性貧血:仕出前120日以内にゲル内沈降反応陰性

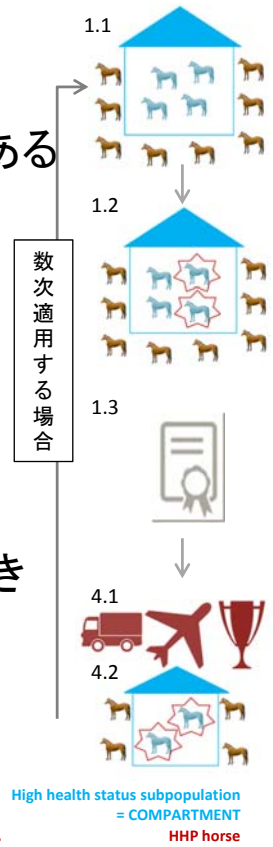
6 馬インフルエンザ

仕出前21~90日の間に、21~42日間隔で2回同じワクチンを接種し、又は初回以降、年1回以上の頻度でブースターを接種

証明書の解説文書の構成(概要)

序論

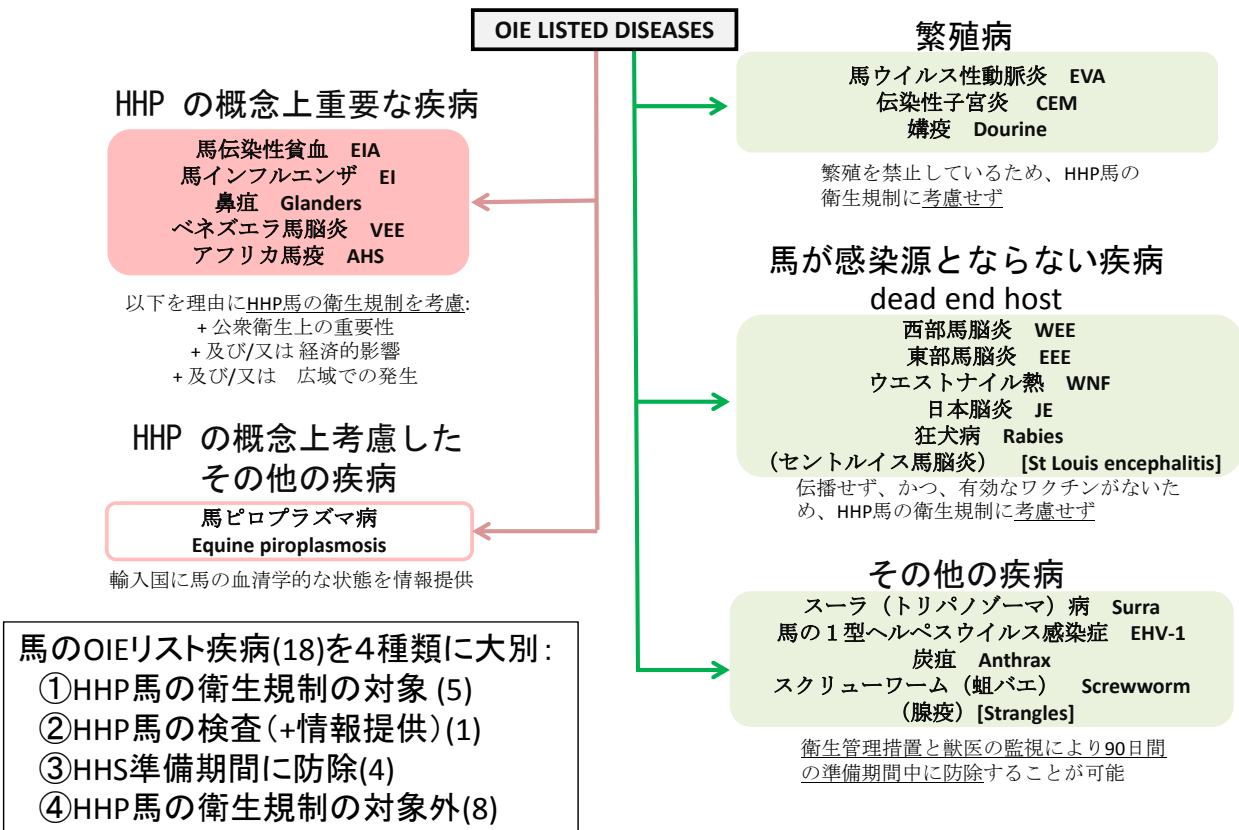
1. コンパートメントの設置とHHP馬の証明
 - 1.1 施設premisesに、特定の疾病について清浄であるコンパートメントとしての資格を付与
 - 1.2 HHP馬の資格を付与し、登録
 - 1.3 遠征の意思表示とHHP獣医証明の申請
2. 獣医学的監督
 - 2.1 民間獣医師の役割
 - 2.2 公的獣医師の役割
3. 国際衛生管理計画 (※輸出入国の双方獣医当局が承認)
4. HHP馬が本拠地を離れている際に適用される手続き
 - 4.1 輸送中の衛生管理措置とその運用
 - 4.2 馬術催事開催地の衛生管理措置とその運用
5. 本拠地国への帰国



附属書1: HHPの概念の図解

附属書2: HHPの概念に重要な疾病

HHPの概念に重要な疾病



論点(1)

高度な衛生状態にある馬群HHS/コンパートメントを定義する

1. 特定のリスト疾病群の衛生状態

： 疾病分類及びこれに応じた管理措置の妥当性

- 馬のウイルス性動脈炎EVAは、HHP馬の繁殖を禁止していることから、衛生規制の対象外としている。飛沫感染もするが、対象外としてよいか。
- HHSを設置する過程で、馬ピロプラズマ病に関する措置や監視が全く言及されておらず、HHP馬の資格を付与する時点で初めて検査が規定されている。また、ダニを媒介して感染源となる可能性のある抗体陽性馬の輸出が可能となっている。

→ 競技開催地(施設)で、ダニの完全な駆除が維持できるか、又は、コード委の言うとおりに、例えば、現行の2国間の輸入条件にある抗体陰性の条件を盛込むことでよいか。

13

論点(2)

高度な衛生状態にある馬群HHS/コンパートメントを定義する

2. 他の馬との常時、機能的な分離・維持

- 競技開催はHHP(+開催地の付加要件を充足した)馬のみの参加を想定することでよいか。

証明書様式案の解説文書で、

- 馬群がコンパートメントの資格を得るまでの90日間の隔離検疫期間中に、途中から加わる馬の2週間の厩舎内隔離に言及しているが、例えば、「隔離」について、どこまで厳格に規定したらよいか。例えば、馬同士が直接接触しなければ馬場を共有することとしてよいか。

→ 今後、衛生管理指針が提示された段階で、確認することでよいか。

14